

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第52号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年静岡県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（注）及び様式第 1 号の 2（注）中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
氏名の振り仮名							
旧氏							
旧氏の振り仮名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日			年 月 日				

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
氏名の振り仮名							
旧氏							
旧氏の振り仮名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日			年 月 日				

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

様式第 2 号の 2 中

「

氏名	
----	--

」

を

「

氏名	
氏名の振り仮名	

」

に改める。

様式第 4 号（注）及び様式第 4 号の 2（注）中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の住民基本台帳法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている請求書等は、改正後の住民基本台帳法施行細則の相当する様式により提出された請求書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。